



# 三重県公報

令和6年11月26日 (火)

第 570 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
793	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	2
794	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	2
795	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	2
796	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	2
797	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	( 同 )	3
798	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	3
799	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	3
800	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	4
801	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	4
802	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	( 同 )	4
803	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	5
804	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	( 治 山 林 道 課 )	5
<b>公 安 委 告 示</b>			
34	道路交通法の規定による特定自動運行の許可	( 公 安 委 員 会 )	6
<b>公 告</b>			
	令和6年第2回三重県財政状況の公表	( 財 政 課 )	7
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った旨	( 獣 害 対 策 課 )	8
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	8
	同件	( 同 )	8
	同件	( 同 )	8
	同件	( 同 )	9

告 示
-----

## 三重県告示第 793 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ベルケアクリニック	鈴鹿市加佐登三丁目 10 番 37 号	令和 6 年 11 月 1 日
まつお内科クリニック	津市河芸町一色 60-1	令和 6 年 11 月 1 日
三重NK Tクリニック	津市栗真中山町 202 番地	令和 6 年 11 月 1 日
かんだ小児科	伊勢市宮後 3 丁目 2 番 10 号	令和 6 年 10 月 1 日
北島医院	多気郡明和町竹川 353	令和 6 年 10 月 1 日
津調剤薬局	津市江戸橋 1-113	令和 6 年 10 月 1 日
久居調剤薬局	津市久居明神町字風早 2093-1	令和 6 年 10 月 1 日
宮後ひよこ薬局	伊勢市宮後 3 丁目 2-11	令和 6 年 10 月 1 日
さんあい薬局株式会社 東員店	員弁郡東員町長深 885-5	令和 6 年 11 月 1 日

## 三重県告示第 794 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院	四日市市久保田二丁目 1 番 2 号	名称：医療法人徳新会 四日市徳新会病院	令和 6 年 10 月 1 日
志宝薬局 桃の木店	度会郡玉城町蚊野 2148-3	名称：みよの台薬局 桃の木店	令和 6 年 9 月 1 日
志宝薬局 嬉野店	松阪市嬉野町 1424-1	名称：みよの台薬局 嬉野店	令和 6 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションれんげの里	桑名市蓮花寺 825 番地 33	所在地：桑名市新西方 2 丁目 1 番地	令和 5 年 12 月 22 日

## 三重県告示第 795 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
神田小児科	伊勢市河崎一丁目 12 番 12 号	令和 6 年 9 月 30 日
岡田皮膚科	名張市木屋町 815 番地の 16	令和 6 年 9 月 30 日
中村歯科	津市江戸橋 1-103-2	令和 6 年 9 月 15 日
ふじなみ歯科	伊勢市黒瀬町字外堀 1605	令和 6 年 10 月 1 日
一般社団法人三重県薬剤師会会営津調剤薬局	津市江戸橋 1 丁目 113	令和 6 年 9 月 30 日
一般社団法人三重県薬剤師会会営久居調剤薬局	津市久居明神町 2093-1	令和 6 年 9 月 30 日
第一調剤（株）村田調剤薬局旧市民病院跡店	伊勢市河崎一丁目 12-8	令和 6 年 9 月 30 日

## 三重県告示第 796 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
黒川 善弘	ぜんこう鍼灸マッサージ院	桑名市江場 1415 メゾンテラモト 202 号	令和 6 年 11 月 1 日

三重県告示第 797 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ベルケアクリニック	鈴鹿市加佐登三丁目 10 番 37 号	令和 6 年 11 月 1 日
まつお内科クリニック	津市河芸町一色 60-1	令和 6 年 11 月 1 日
三重NK Tクリニック	津市栗真中山町 202 番地	令和 6 年 11 月 1 日
かんだ小児科	伊勢市宮後 3 丁目 2 番 10 号	令和 6 年 10 月 1 日
北島医院	多気郡明和町竹川 353	令和 6 年 10 月 1 日
津調剤薬局	津市江戸橋 1-113	令和 6 年 10 月 1 日
久居調剤薬局	津市久居明神町字風早 2093-1	令和 6 年 10 月 1 日
宮後ひよこ薬局	伊勢市宮後 3 丁目 2-11	令和 6 年 10 月 1 日
さんあい薬局株式会社 東員店	員弁郡東員町長深 885-5	令和 6 年 11 月 1 日

三重県告示第 798 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院	四日市市久保田二丁目 1 番 2 号	名称：医療法人徳新会 四日市徳新会病院	令和 6 年 10 月 1 日
志宝薬局 桃の木店	度会郡玉城町蚊野 2148-3	名称：みよの台薬局 桃の木店	令和 6 年 9 月 1 日
志宝薬局 嬉野店	松阪市嬉野町 1424-1	名称：みよの台薬局 嬉野店	令和 6 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションれんげの里	桑名市蓮花寺 825 番地 33	所在地：桑名市新西方 2 丁目 1 番地	令和 5 年 12 月 22 日

三重県告示第 799 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
神田小児科	伊勢市河崎一丁目 12 番 12 号	令和 6 年 9 月 30 日
岡田皮膚科	名張市木屋町 815 番地の 16	令和 6 年 9 月 30 日
中村歯科	津市江戸橋 1-103-2	令和 6 年 9 月 15 日

ふじなみ歯科	伊勢市黒瀬町字外堀 1605	令和6年10月1日
一般社団法人三重県薬剤師会会営津調剤薬局	津市江戸橋1丁目113	令和6年9月30日
一般社団法人三重県薬剤師会会営久居調剤薬局	津市久居明神町 2093-1	令和6年9月30日
第一調剤(株)村田調剤薬局旧市民病院跡店	伊勢市河崎一丁目12-8	令和6年9月30日

三重県告示第 800 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和6年11月26日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
黒川 善弘	ぜんこう鍼灸マッサージ院	桑名市江場 1415 メゾンテラモト 202 号	令和6年11月1日

三重県告示第 801 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和6年11月26日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450100413	有限会社すずらん	三重県桑名市大字下深谷部 4808 番地	みんなのおうち れあれあ	桑名市長島町 源部外面字稗 田 140 番地 1	児童発達支援、 放課後等デ イサービス	令和6年 11月1日
2452200120	特定非営利活動 法人なちゅらん	三重県四日市市高 花平二丁目 1 番地 63	重症心身障がい児 デイサービス ど りーむぽっぷ	三重郡菰野町 川北 47-2	児童発達支援	令和6年 11月1日
2450700576	合同会社 V i t a	三重県松阪市下村 町 2572 番地 1	児童発達支援・放課 後等デイス ャービス L u c i a	松阪市大黒田 町 552-1	児童発達支援、 放課後等デ イサービス	令和6年 11月1日
2450800384	株式会社ジェネ ラス	愛知県名古屋市中 区千代田二丁目 16 番 28 号	N u r s i n g H o m e M A R I M O	伊勢市小俣町 相合 1271 番地 1	保育所等訪問 支援、居宅訪問 型児童発達支 援	令和6年 11月1日

三重県告示第 802 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和6年11月26日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2412220408	一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星心会	三重県四日市市山城町 59 番地 4	金斗雲	三重郡菰野町 田光 1801-165	居宅介護、重度 訪問介護	令和6年 11月1日
2410503607	合同会社レイン ボー	三重県津市美杉町 八知 1430 番地	ヘルパーステーシ ョンレインボー	津市美杉町八 知 1430 番地	居宅介護、重度 訪問介護	令和6年 11月1日
2410503615	一般社団法人こ はるびより	三重県津市殿村 385 番地 16	こはるびより	津市殿村 385 番地 16	居宅介護、重度 訪問介護	令和6年 11月1日
2410702274	株式会社スタッ フシュウエイ	愛知県東海市名和 町後西 19 番地	アクア松阪訪問介 護	松阪市駅部田 町 319 番地	居宅介護、重度 訪問介護	令和6年 11月1日

三重県告示第 803 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410201202	社会福祉法人富田浜福祉会	三重県四日市市富田浜町 26 番 14 号	富田浜在宅介護サービスセンター指定居宅介護事業所	四日市市富田浜町 26 番 14 号	居宅介護	令和 6 年 9 月 1 日
2410301408	合同会社キャリアアップ東海	三重県鈴鹿市白子駅前 21-10	ステップアップ東海	鈴鹿市東旭が丘 4 丁目 3-6	就労継続支援 A 型	令和 6 年 10 月 31 日

三重県告示第 804 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を尾鷲市役所及び紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一見勝之

第 1

1 通知することができない者の氏名

奥井 房次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町十須字市宇ケ野 557 の 10、557 の 42、557 の 43

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

関口 豊

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町相賀字越ヶ岩 1626

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 3

- 1 通知することができない者の氏名

東 大樹

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町東長島字尾山 1893 の 26

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 
- 次のとおりとする。

## 第 4

- 1 通知することができない者の氏名

大川 次

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市曾根町字焼野大谷 975

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課、尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

公安委告示
-------

## 三重県公安委員会告示第 34 号

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 75 条の 12 第 1 項の規定により、特定自動運行の許可をしましたので、同法第 75 条の 17 の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

- 1 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

B O L D L Y株式会社 代表取締役 佐治 友基

- 2 特定自動運行の経路

V I S O N (所在地：三重県多気郡多気町ヴィソン 672 番 1) 構内のホテルヴィソンからバギーパーク間の

自動運転専用レーン及び一般道路往復約 4.2 キロメートル

3 特定自動運行を行う日及び時間帯

(1) 特定自動運行を行う日

全ての日

(2) 時間帯

終日の運行（ただし、午前 9 時から午後 5 時までの間は施設内を移動するための利用者や特定自動運行に関する視察等の予約に応じて不定期運行とし、午後 5 時から翌日の午前 9 時までの間は利用者の求め等に応じて不定期運行とします。）

4 特定自動運行を行うための前提となる気象の状況

(1) 30mm/h 以上の降雨又は降雪がないこと。

(2) 周辺の歩行者等の検知に影響が出る濃霧でないこと。

5 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度

(1) 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造

工作物、区画線により区分され、施設管理者が指定した自動運転専用レーン

(2) 特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度

主に施設内の自動運転専用レーンを走行するため、低速自動運転バス運行であっても他の車両に悪影響を与えない。特定自動運行が終了した場合、車内の特定自動運行主任者が直ちに手動運転等の措置を講じるが、走行ルートは、交通量が少ないことから特定自動運行用自動車が停車した場合であっても、他の交通に及ぼす影響は少ない。

6 許可の年月日

令和 6 年 11 月 21 日

7 道路交通法第 75 条の 13 第 2 項に基づく意見聴取の結果

(1) 第 1 号関係（国土交通省 中部運輸局長）

一の一 特定自動運行用自動車が自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか、について  
特定自動運行用自動車について確認したところ、自動運行装置の設置状況について、特段の疑義は確認されなかった。

一の二 当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか、について

当該自動運行装置は、装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではない。

二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか、について

特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に付した走行環境条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものである。

(2) 第 2 号関係（多気町長）

当町では、令和 5 年度に大型複合施設 V I S O N 内において、自動運転車両による L V 2 での実証実験を行った。令和 6 年度では、昨年度の実証実験の結果を踏まえ、2025 年の実走運行を目指した L V 4 での実証実験を行う。現在も施設内では、駐車場と施設をつなぐ移動手段として来場者の足となっている。高齢化が進みドライバー不足も懸念される昨今では、観光客や地域住民の移動手段として、多気町に必要なものになると考える。よって、当該特定自動運行は地域住民の移動手段であり、利便性及び福祉の向上に必要なものであると認められる。

公 告

令和 6 年第 2 回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

---

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行いましたので、同条第 2 項で準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 変更認定年月日  
令和 6 年 10 月 30 日
- 2 変更内容  
捕獲従事者の変更
- 3 変更の認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等
  - (1) 名称  
一般社団法人 三重県猟友会
  - (2) 住所  
三重県津市桜橋 1 丁目 104 番地
  - (3) 代表者の氏名  
中垣 和穂

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和 6 年 11 月 18 日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
鈴鹿市三日市町、同市地子町及び同市道伯町

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市港管理組合管理者から通知がありました。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 6 年 11 月 25 日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
四日市市三田町

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和 6 年 11 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 6 年 11 月 14 日から同年 12 月 31 日まで

- 3 作業地域  
四日市市川北二丁目

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、中海地区土地改良事業共同施行委員長から通知がありました。

令和6年11月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和6年10月31日から同年12月27日まで
- 3 作業地域  
多気郡明和町大字中海

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---